

中期計画

(2025 年度～2027 年度)

～シルバー人材センターの
さらなる発展のために～



2025年 4 月

公益社団法人

大阪市シルバー人材センター

中期計画の策定にあたって

1970年代になって、平均寿命が70歳代となり「高齢化社会」を迎えるにあたり、長くなった老後をいかに充実した意義あるものとしていくかということが改めて関心を呼ぶようになりました。

このような状況のなか、1975年（昭和50年）2月に東京都江戸川区において全国で最初の高齢者事業団（シルバー人材センターの前身）が設立され、「自主・自立、共働・共助」の理念のもとに、高齢者の知識、経験、能力を生かしながら社会参加していこうという発想が多く共感を得て、以後シルバー人材センターとして法制化され全国各地に設立されることとなりました。

大阪市においては、1984年（昭和59年）に会員数252人、契約高200万円、職員数5人というごく小さなシルバー人材センターとして発足し、2023年度実績では会員数約7,800人、契約高は約25.8億円、職員数も本部、3支部を合わせ約50名という体制へと発展してまいり、2024年には設立40周年を迎えることができました。

これもひとえに会員の皆様のたゆまぬ努力、仕事を提供していただいている発注者の皆様のご協力の賜物であると感謝申し上げる次第であります。

この間、わが国の高齢化が進展し、2024年10月現在65歳以上の人口割合が29.1%の「超高齢社会」といわれる時代になっており、さらに、2070年には総人口が8,700万人となり高齢化率は38.7%となると推計されています。

このように少子高齢化が急速に進展していく中で、高年齢者が引き続き働くことを通じて、「福祉の受け手」から「福祉の担い手」として「いきいき」と活動する社会を築いていくことは、持続可能な社会を構築していく上で不可欠であり、シルバー人材センターの果たすべき役割は益々重要性を増しています。

一方、定年制度の延長や再雇用制度の拡大、2023年10月から実施された消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）がセンター運営に与える影響が大きく、また、2024年11月から施行された特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（いわゆるフリーランス新法）にも適切に対応していく必要があります。

このようにシルバー人材センターを取り巻く環境も大きく変容していることから、こうした状況を踏まえ、2023年3月に策定した「中期5か年計画」を中間年である今年度に見直し、新たに計画期間を3年とした中期計画（2025年度～2027年度）として策定することとしました。

なお、今後も引き続き「自主・自立、共働・共助」の基本理念のもと、会員、役員、職員が一丸となり、本計画に基づき事業の推進に努力してまいり所存でありますので、さらなるご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2025年4月

公益社団法人 大阪市シルバー人材センター

理事長 諫 山 保 次 郎

目 次

第1 計画策定の趣旨

- 1 計画策定の趣旨……………P1
- 2 計画期間……………P1
- 3 計画の進行管理と評価……………P1

第2 重点目標

- 1 会員の拡大と就業の場の拡大……………P1
- 2 安全・適正就業の推進……………P2
- 3 業務執行体制・事業運営基盤の強化……………P2

第3 事業運営と目標値

- 1 会員の拡大……………P2
- 2 就業の場の拡大と開拓……………P4
- 3 安全・適正就業の推進……………P5
- 4 訪問介護事業……………P6

第4 運営体制の充実・強化……………P7

第5 経営の健全化……………P8

資料集……………P10

第1 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

高齢者人口の急増により、地域社会の担い手として高齢者に対する期待が高まり、シルバー人材センターの果たす役割がますます重要なものとなっていることから、関係機関や発注者の皆様そして会員と力を合わせ、地域社会においてますます魅力あるセンターづくりを目指し、2020 年度に中期 5 か年計画を策定しました。

その後、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）が猛威をふるい、我が国の経済も大打撃を受け、シルバー人材センターを取り巻く状況も相当厳しいものとなりました。大阪市シルバー人材センター（以下「センター」という。）においても会員数及び契約実績が減少したことから、計画の中間年にあたる 2022 年度において計画の見直しを行いました。

しかしながら、インボイス制度の導入による消費税納税の負担増、フリーランス新法の施行、長期化しているウクライナ情勢によるエネルギー価格の高騰、食料価格の上昇など、法改正や社会情勢が大きく変化していることから、今回、再度計画の見直しを行い、新たに 3 年間の計画を策定することとしました。

2 計画期間

2025 年度～2027 年度の 3 年間とします。

3 計画の進行管理と評価

計画は事業の方向性を示すもので、前回及び今回の見直しも踏まえ、当該年度の事業計画を基に進行管理と評価を行います。

第2 重点目標

1 会員の拡大と就業の場の拡大

シルバー人材センターは、高年齢者がその豊かな知識、経験、能力を通して、生きがいをもって仕事ができるよう努めていかなければなりません。また、全国シルバー人材センター事業協会（以下「全シ協」という。）の調査研究により、センターの活動が介護予防効果に資することが明らかになりつつあります。こうしたことから、「会員の拡大」と「就業の場の拡大」に努めることが何より重要です。

とりわけ会員数は、新型コロナの影響により大幅に減少し、さらに高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「高齢者法」という。）の改正で定年延長が 70 歳まで努力義務化されたことにより伸び悩んでいます。また、女性会員の比率は、全国や府内平均よりも上回っているもののまだまだ低調です。

そのため、会員拡大の取り組みが喫緊の課題であり、普及啓発活動を推進し女性会員の拡大も含め入会促進を図ります。また、一人でも多くの会員の就業機会が確保できるよう、企業等のニーズの把握に努め就業分野の開拓を積極的に推進していきます。

2 安全・適正就業の推進

「安全・安心なセンター事業」の展開は、事業遂行上で根幹をなすものであり、組織をあげて安全就業対策を第一に、引き続き強力な取り組みの推進を図ります。

また、適正就業については、請負・委任、派遣、有料職業紹介という就業形態の違いを明確にし、センターで働く会員の適正な就業の確保を図ります。

3 業務執行体制・事業運営基盤の強化

事業を安定的に運営するためには、理事会の活性化や事務局体制の強化が重要です。理事会の活性化として、女性理事の積極的な任用や専門委員会組織の活性化など会員による自主的な取組の強化を図ります。また、事務局体制の強化としては、職員の人材育成やICTの推進のほか、各事務所間の会員数の平準化による就業提供体制の見直しを検討するなど効率的な業務運営を推進します。

これらに取り組むことにより、安定した業務執行体制・事業運営基盤の強化に努め、事業実績の向上を目指します。

以上の3点を重点目標に掲げます。

第3 事業運営と目標値

1 会員の拡大

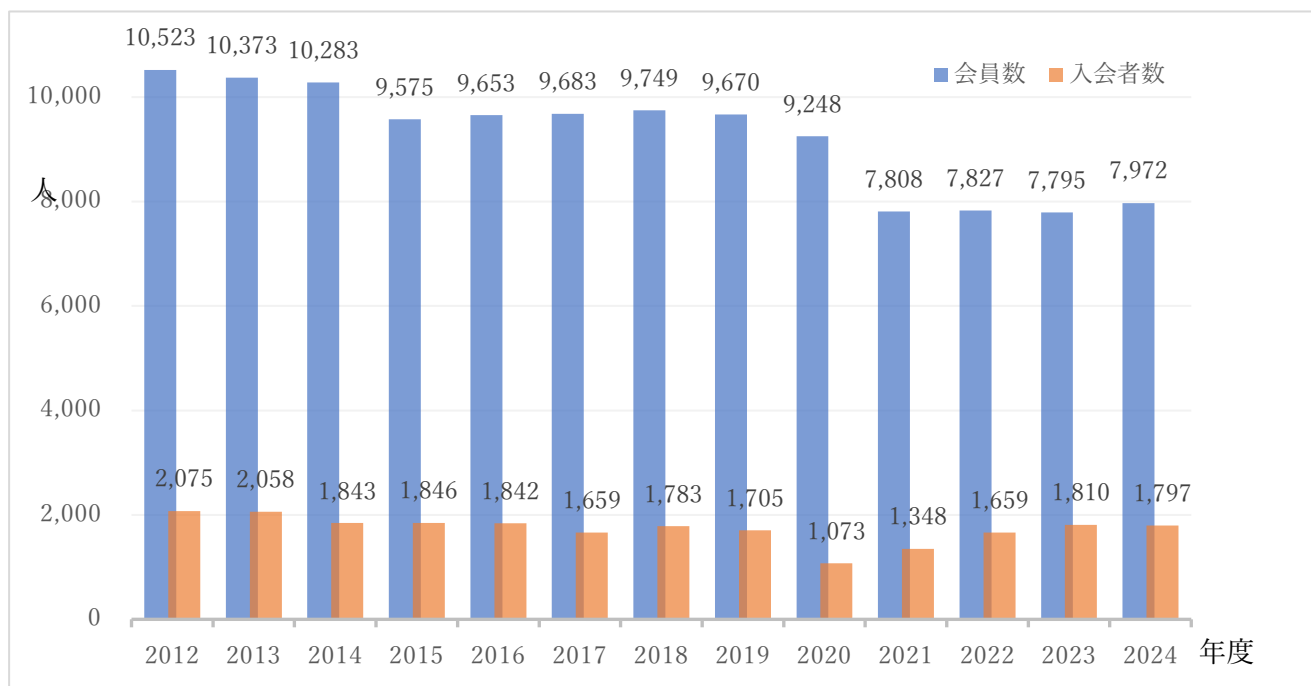
(1) 現状と課題

会員数は、2013年の高齢者法の改正（定年延長もしくは継続雇用）の影響もあり2015年度に10,000人を下回り、さらに新型コロナの影響により2020年度には入会者数は大きく減少し、2021年度には8,000人を切りました。2023年度にはようやくコロナ禍から抜け出し、出張入会説明会を増やすなど会員獲得に取り組み、徐々に新規入会者数は増えているものの会員数は伸び悩んでいます。

また、2021年の高齢者法の改正（70歳までの就業機会確保の努力義務）の影響による入会者の高齢化、さらに「在職老齢年金制度の見直し」の検討が行われるなど、全国的にセンターを取り巻く環境は厳しくなっています。

そのため、全シ協において「第2次会員100万人計画」を見直し、2025年度からの新たな会員拡大に向けた指針の検討が進められており、当センターにおいても、2023年3月に策定した「中期5か年計画」の目標値の見直しが必要となっています。

[会員数・入会者数の推移（2012 年度～2024 年度）]



[会員数・入会者数・平均年齢の推移（2018 年度～2024 年度）]

年度		2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
会員数	男性	6,310 人	6,204 人	5,958 人	4,987 人	4,911 人	4,842 人	4,901 人
	女性	3,439 人	3,466 人	3,290 人	2,821 人	2,916 人	2,953 人	3,071 人
	(比率)	(35.2%)	(35.5%)	(35.6%)	(36.1%)	(37.3%)	(37.9%)	(38.5%)
	計	9,749 人	9,670 人	9,248 人	7,808 人	7,827 人	7,795 人	7,972 人
	平均年齢	72.3 歳	72.7 歳	73.3 歳	73.5 歳	73.7 歳	73.9 歳	74.2 歳
入会者数	人数	1,783 人	1,705 人	1,073 人	1,348 人	1,659 人	1,810 人	1,797 人
	平均年齢	69.5 歳	69.9 歳	69.5 歳	69.9 歳	70.0 歳	71.1 歳	71.8 歳

[目標値と実績との乖離]

年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
目標値①	8,080 人	8,880 人	9,680 人
実績②	7,827 人	7,795 人	7,972 人
差引②-①	▲253 人	▲1,085 人	▲1,708 人

(2) 目標設定

全シ協の「令和 7 年度からの新たな会員拡大に向けた指針の検討のためのたたき台について」(※)を踏まえ、2030 年度に会員数 9,510 人達成を目標として、この計画による目標値を 2027 年度に 8,710 人と設定します。(年間増加率約 3.0%)

※2030 年度までの 6 年間で、会員数を 10 万人超純増させるという新たな目標を設定

[目標値]

年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
目標値	8,210 人	8,460 人	8,710 人	8,970 人	9,240 人	9,510 人

(3) 取り組むべき施策

具体的には、「出張入会説明会」の積極的な開催、植木剪定講習会や草刈機講習会など市民参加型講習会の開催、郵便局広告を活用してチラシやポスターの掲出、ホームページをフルリニューアルしパソコンやスマートフォンからの入会申込手続を可能とするなど入会促進を図るとともに、行政や地域及びハローワークとの連携を強化し、介護予防効果に関する調査研究も活用しながら普及啓発活動を推進します。

また、女性会員の会員拡大について、他のセンターの取り組みを参考にしながら、効果的な方法を検討します。

2 就業の場の拡大と開拓

(1) 現状と課題

センターの契約金額（受託・派遣）は、2014 年をピークにやや減少傾向となり、2019 年度末からの新型コロナによる就業停止、事業縮小などにより、2020 年度は大幅な実績減となりました。2022 年度から徐々に実績は回復しており、2023 年 10 月 1 日からの「インボイス制度」導入や最低賃金の上昇等を踏まえつつ、実績増を目指します。

(2) 目標設定

契約金額については、2022 年度以降復調の兆しは見せていることから、目標値を 2025 年度は前年度比 4.3%増、2026 年度以降は同 3.0%増とし、2027 年度に 29 億 6 千 500 万円として設定します。

(3) 取り組むべき施策

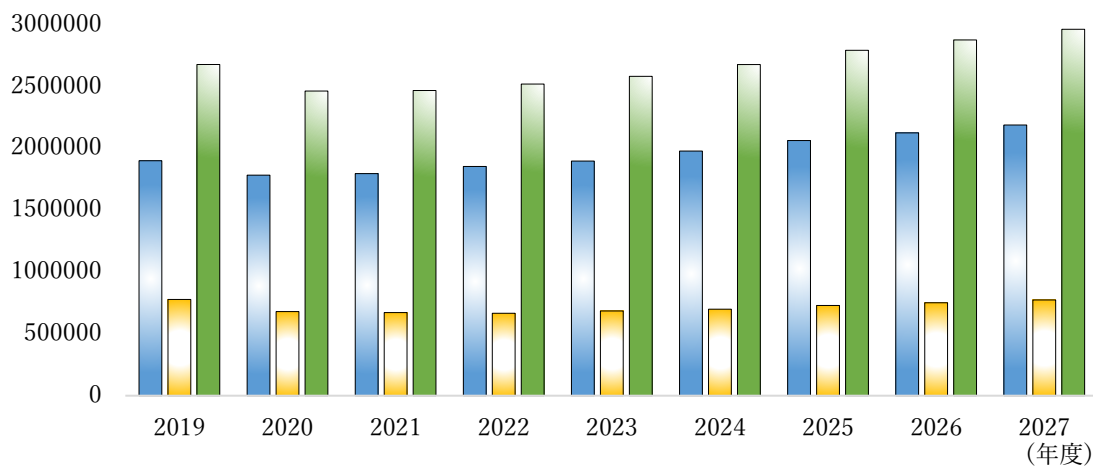
施策については、新規受注、既存の発注者にも再度、就業開拓を行うなど、就業機会の拡大を図ります。

また、就業会員拡大のため、ローテーション就業の推進を行い、SMS 等を活用した新たな仕事紹介の仕組みを実現し、迅速な就業提供により受注拡大に役立てていきます。

年度別契約金額の実績と計画

(単位：千円)

■ 受託 ■ 派遣 ■ 合計



[契約金額の実績 (2019 年度～2024 年度)]

(単位：千円)

年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
受託	1,901,385	1,784,758	1,797,199	1,855,042	1,898,785	1,979,765
派遣	778,841	680,672	672,593	667,028	685,549	700,020
合計	2,680,226	2,465,430	2,469,792	2,522,070	2,584,334	2,679,785

[契約金額の目標 (2025 年度～2027 年度)] (単位：千円)

年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度
受託	2,065,000	2,127,000	2,191,000
派遣	730,000	752,000	774,000
合計	2,795,000	2,879,000	2,965,000

3 安全・適正就業の推進

(1) 現状と課題

<安全就業>

[過去 5 年間の事故件数 (2020 年度～2024 年度)]

年 度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
就業中	7 件	5 件	8 件	6 件	5 件
就業途上	5 件	4 件	2 件	4 件	8 件
合 計	12 件	9 件	10 件	10 件	13 件

【主な取り組み】

- ・ 入会説明会時の安全就業啓発
- ・ 「就業・安全研修会」の実施
- ・ 安全パトロールの実施
- ・ 「高齢者用自転車ヘルメット」着用の奨励及び普及啓発
- ・ 「反射会員証ケース」「安全就業啓発ワッペン」を会員に配布
- ・ 自転車保険への加入促進の取組
- ・ 熱中症予防の注意喚起

<適正就業>

・適正就業のための取り組み

受注した就業が請負就業としての適性を欠き、「偽装請負」ではとの指摘を受けるケースが2010年代当初に全国的に見受けられたことから、2012年4月から見直し作業に取り組み、2018年6月には派遣契約への切り替え作業を完了し、その後、年1回、就業実績をもとにチェック作業を継続実施しています。また、一人あたりの就業時間は週20時間以内とするローテーション就業を引続き実施します。

(2) 取り組むべき施策

<安全就業>

① 会員の安全意識の向上

「安全・安心なシルバー事業」の展開は、事業遂行上で根幹をなすものであることから、就業・安全研修会場で事故の例を示し会員に注意喚起を促すとともに、機関紙「シルバーみおつくし」に安全委員会だよりを掲載するなど、安全意識の向上に努めます。

② 事故原因の調査と再発防止策の実施

事故が発生した場合は、事故報告書に基づき安全委員会で当該事故を取り上げ、当該会員及び発注者の了解を得たうえで事故現場を確認・検証を行うなど、事故原因調査の充実を図ります。また、再発防止策を検討・策定し、就業・安全研修会や安全委員会だよりなどにより周知します。

③ 安全パトロールの強化

安全パトロールについては一定の成果を上げていることから、就業会員や発注者に対して理解を得るため強化月間を設けて啓発に努めるとともに、就業・安全研修会や機関紙「シルバーみおつくし」で周知するなど、安全委員がパトロールを円滑に行えるよう体制整備を図ります。

④ 健康管理対策

会員が高齢者であることから、日頃からの健康管理を徹底するため、機関誌「シルバーみおつくし」をはじめホームページや就業・安全研修会、安全パトロールなど機会あるごとに健康管理の啓発に努めます。

<適正就業の推進>

今後も受託事業の仕事内容を精査し、必要があれば派遣事業に切り替えるなど、適正就業の推進に努めます。また、就業・安全研修会の充実強化を行い、会員の意識の向上に努めます。

4 訪問介護事業

(1) 現状と課題

2006年10月に「大阪市シルバー人材センター訪問介護事業所」を開設し訪問介護事業を実施、2017年4月からは「大阪市介護予防・日常生活支援事業」に参画し生活援助型訪問サービスを実施していますが、2022年度以降、契約件数・就業延人員とも伸び悩んでいます。

今後のさらなる高齢化社会の進展により、要介護（要支援）者数の増加が見込まれることから、利用者を確保するとともに、支援ニーズに対応できるよう訪問介護員の確保及びサービスの向上が必要です。

(2) 取り組むべき施策

① 利用者の確保

地域包括支援センターや居宅サービス事業者などの保健医療・福祉サービス提供者とより一層連携を図りながら、利用者の確保に努め事業実績の向上を目指します。

② 訪問介護員の確保・育成

会員への訪問介護員募集に加え、新規入会者に対して「大阪市生活援助サービス従事者研修」の受講を勧めることにより、訪問介護員の確保に努めます。また、訪問介護員研修を毎年実施し質の向上に努め、介護サービスの向上を図ります。

第4 運営体制の充実・強化

(1) 理事・理事会

現在、理事構成員 15 名のうち女性が 3 名となっています。女性の活躍の場を広げるためにも、将来的には半数となるよう女性理事の任用に力を入れていきます。

(2) 専門委員会組織

現在、会員理事を中心として構成される「普及啓発委員会」、「技能講習委員会」、「安全委員会」及び「就業開拓委員会」の専門委員会を設置、また、情報共有及び課題解決に向けた検討を行うための「委員会連絡調整会議」を開催しています。

センターをとりまく多くの課題に対応しセンター事業を推進するためにも、各委員会の委員構成を定期的に刷新するなど、委員会活動の活発化を図ります。

(3) 職群班

当センターでは植木剪定班、毛筆筆耕班が各事務所に 1 班ずつの職群班を設置しています。職群班の重要な役割の一つは後継者の育成ですが、高齢化が進んでおり、思うように後継者が育っていないのが現状です。

そのため、会員向けに講習会を開催し、後継者の育成と職群班の体制強化を図ります。また、市民にも参加いただけるよう広く周知を行い、班員の拡大を図ります。

(4) 会員同好会・会員互助会

公益法人では経費負担等の援助が制限されているため、活動場所の開拓及び確保策について検討します。

(5) ボランティア活動を通じての社会貢献

公益社団法人として社会奉仕活動を通じて高齢者の社会参加をより一層推進するため、各種ボランティア団体との連携を図るよう努めます。

(6) 事務局運営体制

現在、当センターでは 4 つの事務所がありますが、担当エリア（区）数及び会員

数が均等ではなく、会員に就業提供するにあたり必ずしも効率的とはいえません。

そこで、効率的な業務運営を推進するために、各事務所間の担当エリア数及び会員数の平準化を図るなど、担当エリアの変更を含め就業提供体制の見直しを検討します。

また、センター運営に関する法律等の改正など、センターを取り巻く社会状況の目まぐるしい変化に対応できるよう、職員に必要な研修を実施するとともに、ICTの推進により業務の効率性向上やデータの迅速な共有、有効活用などを図ります。

さらに、他都市センターと職員の業務水準の向上を図るため、互いの職員の交換派遣について検討します。

第 5 経営の健全化

(1) 現状と課題

センターを含む全国のほとんどのシルバー人材センターは、2008（平成 20）年 12 月 1 日に施行された公益法人改革関連 3 法に規定される公益法人であることから、財政運営については相当厳しく規制されており、特に毎年度決算時には収支相償が求められています。

したがって現状では、事業実績の変動に応じて必要経費を増減させるなど、安定した財政運営とはなっておらず、伸び悩む事業実績に応じて必要経費の減額を強いられるなど厳しい状況であります。

このようななか、新型コロナの蔓延の影響により、事業実績が大きな打撃をこうむり、2020～2021 年度と 2 年連続で当センター設立以来初めての赤字決算となり、また、2023 年度に導入されたインボイス制度による消費税納税額が多額になるなど、ますます厳しい経営状況となっています。

このようなことから、安定した財政を確保するためには、事業実績に左右されない財源の確保が不可欠であり、また、事業実績の向上に沿うように、目的を持った積立預金を確保することなどが必要です。

(2) 取り組むべき方策

① 経費の節減

安定した財源の確保については、恒常的な経費の節減が必要不可欠であることから、契約・請求事務のデジタル化の推進により大幅なコスト削減を図ります。

② 未収金対策

事業努力による事業実績の向上が見られたとしても、未収金が増加すれば財政状況は悪化することになるため、定期的に未収金対策会議を開き、未収金の未然防止と早期発見に努め、回収の強化を図ります。

③ 賛助会員及び寄付金収入の確保

センター事業の内容について広く周知を図り、その内容に賛同いただける法人・個人などを募り、賛助会員の拡充に取り組みます。

また、公益社団法人は寄付者に対して税金の優遇措置を受けることができる

「特定公益増進法人」に該当することから、法人や個人などにその旨の周知を図り、寄付金の獲得に努めます。

④ 将来を見越した資金の積み立て

当センターの業務用コンピュータシステムについては、リース期間が5年間となっており、次期システムへの入れ替えが必要となります。このため、次期システムの導入に向けた積立など将来を見越した資金の積み立てに努めます。

⑤ インボイス制度への対応

2023年10月から導入されたインボイス制度による消費税納税額の増大は、当センターの経営に非常に大きな負担となっており、経過措置が2029年10月に終了することから、経営環境の悪化が懸念されます。

今後さらに厳しくなる状況に対応していくため、契約方法の見直しなどについて検討を進めます。

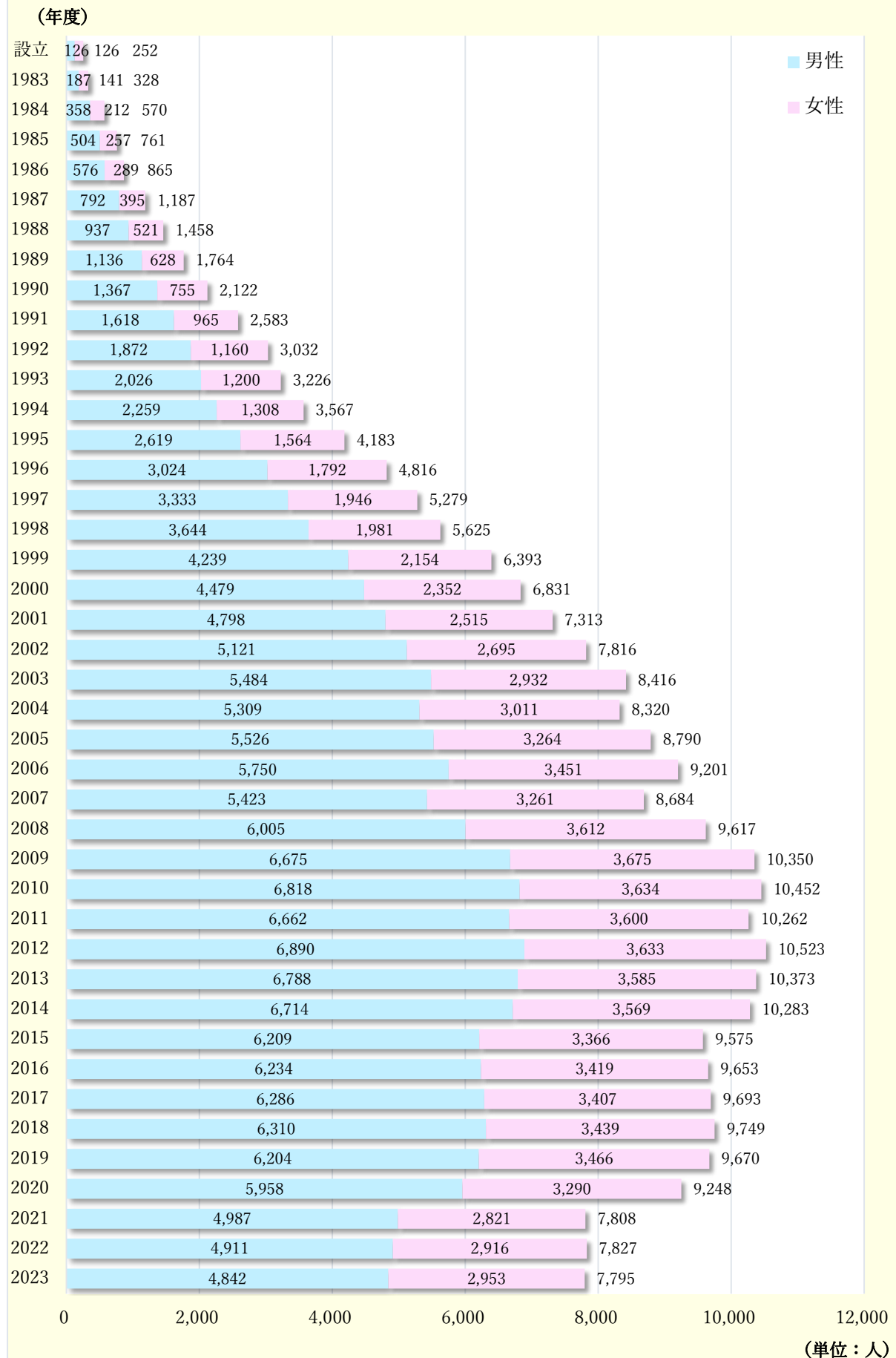
⑥ 補助金の確保

国や大阪市からの補助金については、先行き不透明であり、特に近年においては一般の運営補助金から事業に特化した補助金へと移行している現状から、センターにおいても、新たな事業補助金の獲得ができるよう、国・大阪市に対し理解を求め、その獲得に努めます。

資 料 集

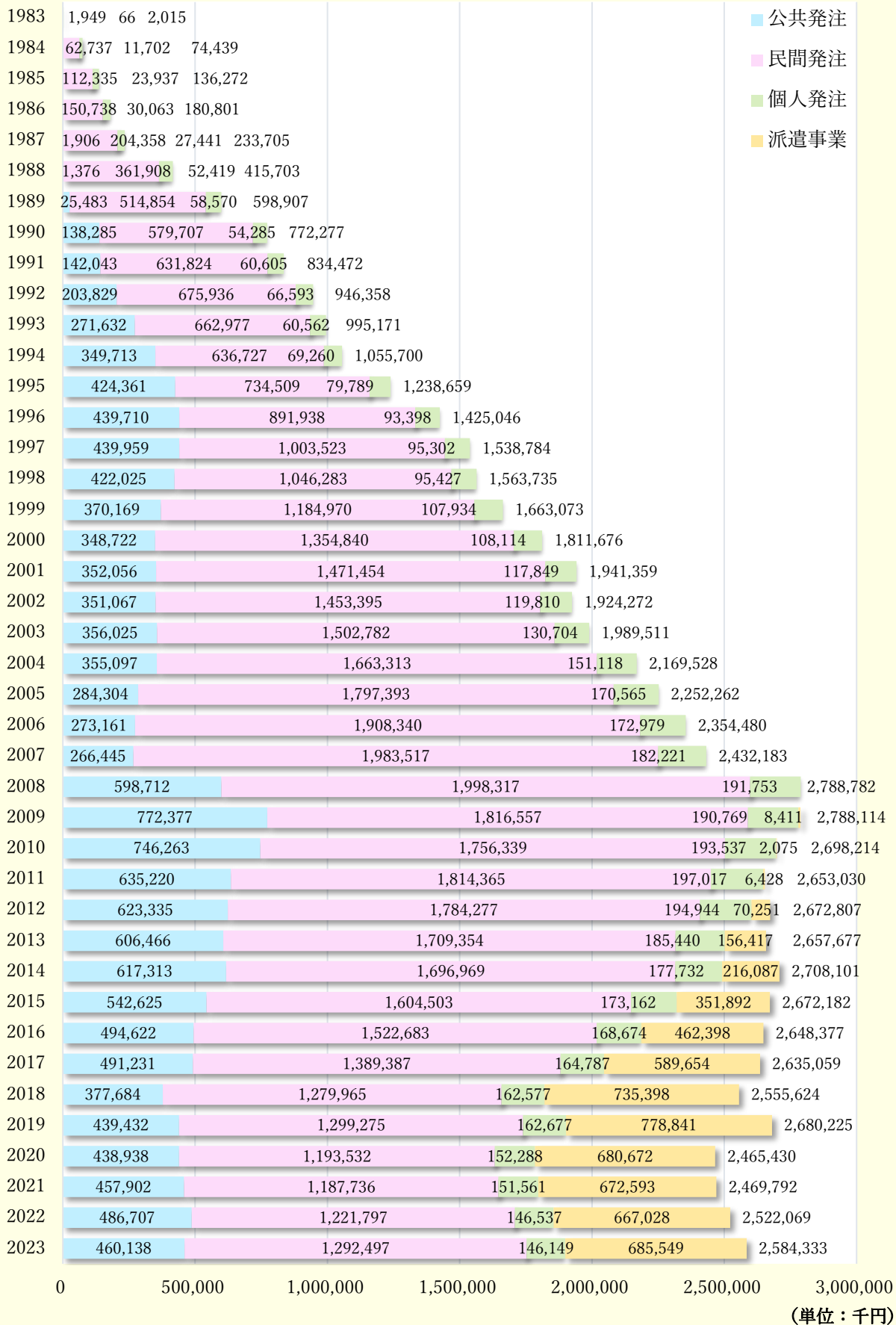
年度別会員数.....	P11
年度別契約金額.....	P12
年度別延契約件数.....	P13
年度別就業延人員.....	P14
年度別就業実人員・就業率.....	P15

年度別会員数



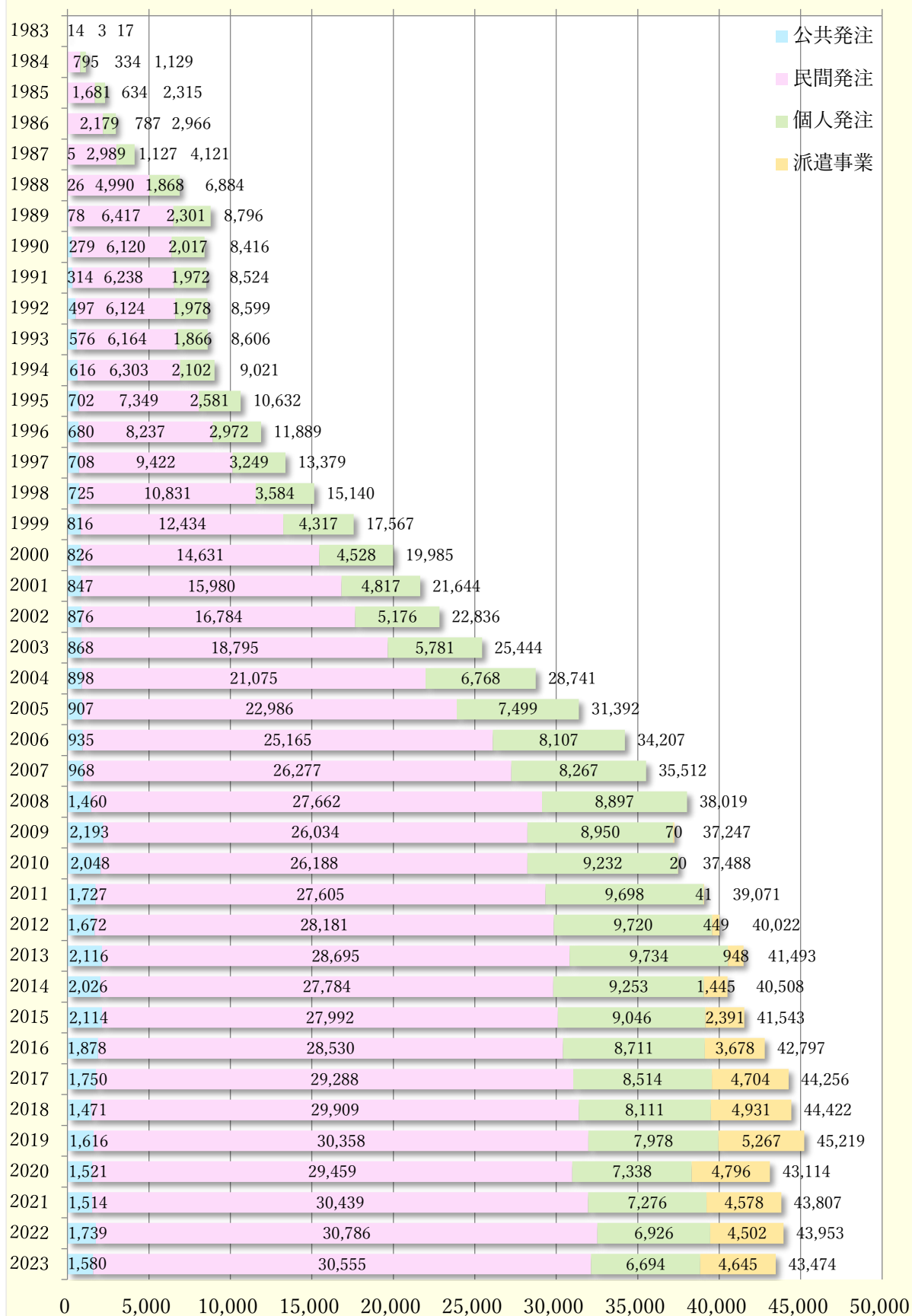
年度別契約金額

(年度)



年度別延契約件数

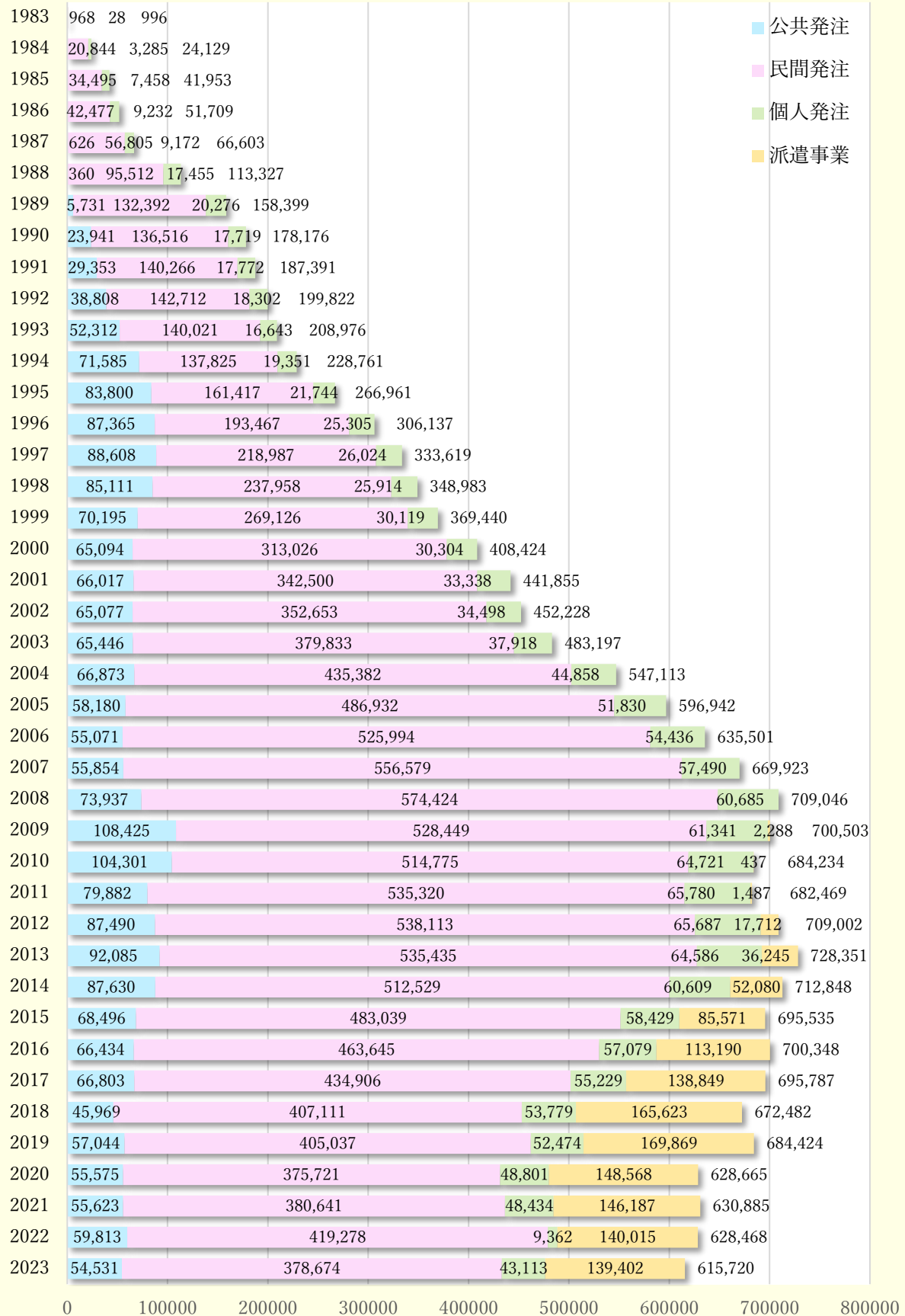
(年度)



(単位：件)

年度別就業延人員

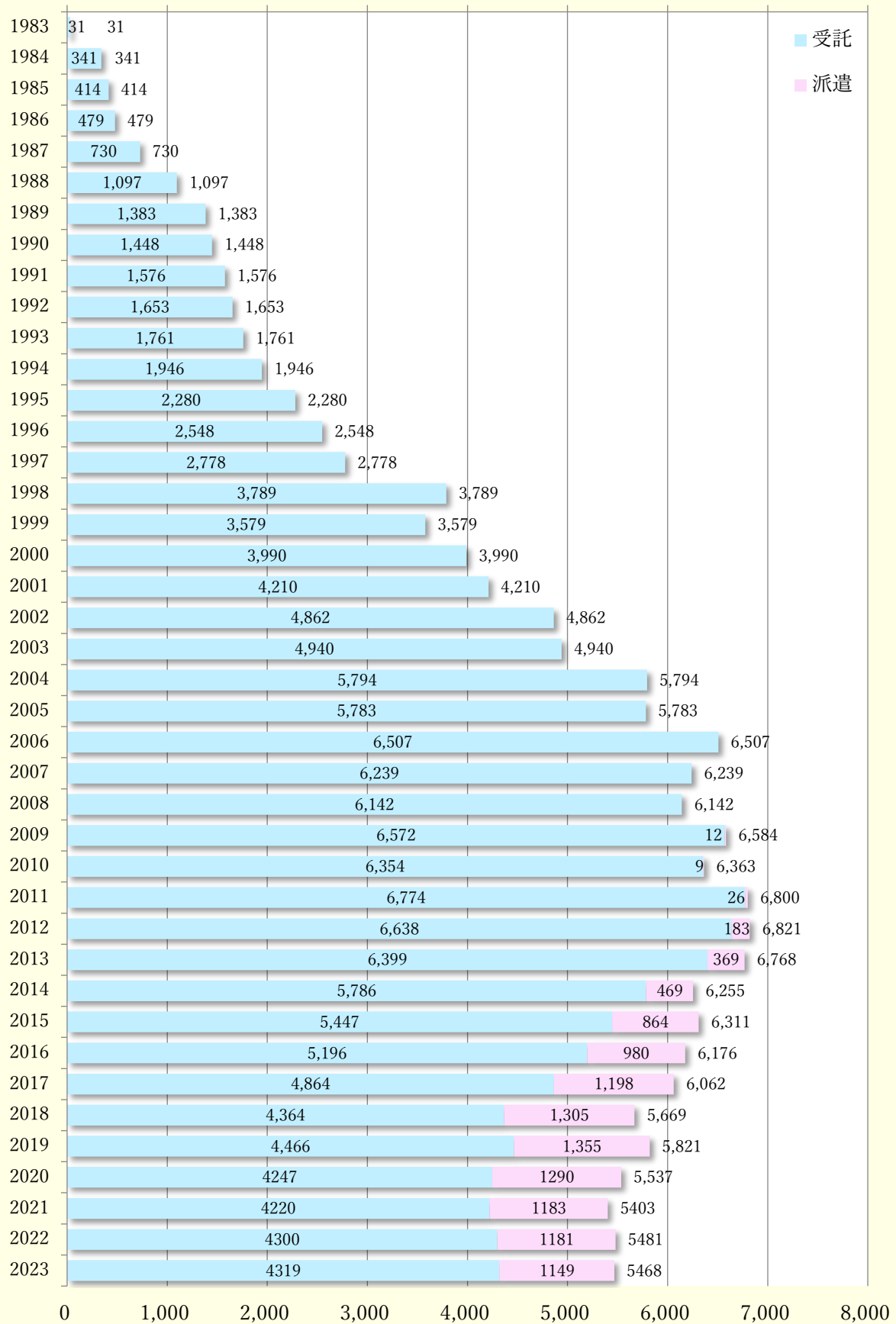
(年度)



(単位：人)

年度別就業実人員・就業率

(年度)



(単位：人)

～安全スローガン～

- 安全第一、家を出てから帰宅まで。
- 道具類は使用する前に必ず点検を。
- 服装、履物は作業に合った動きやすいものを。
- 作業場所では常に整理整頓を心がける。
- 共同作業では合図、連絡を正確に行う。
- 自転車はルールを守って、ヘルメット着用を。

公益社団法人大阪市シルバー人材センター
安全標語

元気に出かけて笑顔で帰ろう、
いつも心に安全意識

発行：2025年4月
制作：公益社団法人 大阪市シルバー人材センター
〒536-0008 大阪市城東区関目3丁目1番14号

e-mail osakasch@peace.ocn.ne.jp **URL** <http://www.osakasc.or.jp>

■本 部：〒536-0008 城東区関目3―1―14	☎ 06-6931-0221 FAX 06-6934-7345
■南部支部：〒543-0021 天王寺区東高津町12―10―315	☎ 06-6765-6116 FAX 06-6765-6115
■西部支部：〒550-0012 西区立売堀4―10―18	☎ 06-6543-7011 FAX 06-6543-8474
■北部支部：〒530-0033 北区池田町1―50	☎ 06-6882-3830 FAX 06-6882-3850
■自転車対策室：〒530-0033 北区池田町1―50	☎ 06-6351-3700 FAX 06-6351-3391
■訪問介護事業所：〒536-0008 城東区関目3―1―14(本部併設)	☎ 06-6180-1010 FAX 06-6934-7860